

令和3年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="231 604 1222 695">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="546 1444 908 1514">令和3年8月</p> <p data-bbox="546 1625 908 1694">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1486 604 2478 695">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1801 1444 2163 1514">令和2年8月</p> <p data-bbox="1801 1625 2163 1694">富山県土木部</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和3年度改正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総 則</b></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p>	
<p><b>第102条 用語の定義</b></p>	<p><b>第102条 用語の定義</b></p>	
<p><del>25 連絡とは、調査職員と受注者の間で、契約書第17条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</del></p>		
<p><del>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</del></p>		
<p><del>26 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</del></p>		
<p>27 書面とは、発行年月日を記録し、<u>記名(署名または押印を含む)</u>したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p>	<p>25 書面とは、<del>手書き、印刷等の伝達物をいい、</del>発行年月日を記載し、<u>署名又は押印</u>したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p>	
<p>28 照査とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。</p>	<p>26 照査とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。</p>	
<p>29 検査とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。</p>	<p>27 検査とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。</p>	
<p>30 打合せとは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>	<p>28 打合せとは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>	
<p>31 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	<p>29 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	
<p>32 協力者とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	<p>30 協力者とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	
<p>33 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p>31 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	
<p>34 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p>	<p>32 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p>	
<p>35 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>33 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	
<p><b>第108条 照査技術者及び照査の実施</b></p>	<p><b>第108条 照査技術者及び照査の実施</b></p>	
<p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>記名(署名または押印を含む)</u>のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>	<p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名捺印</u>のうえ管理技術者に提出するものとする。</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和3年度改正	現 行	備 考
<p><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第1節 孔内載荷試験</b></p> <p><b>第501条 目的</b>                      孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具はJGS 1531「<u>地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験</u>」、JGS 3531「<u>地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験</u>」及びJGS 3532「<u>ボアホールジャッキ試験</u>」によるものとする。</p> <p>3 測定                      孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (4) 試験の結果を地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「<u>地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験</u>」、JGS 3531「<u>地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験</u>」及びJGS 3532「<u>ボアホールジャッキ試験</u>」に準拠して整理したもの。</p>	<p><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第1節 孔内<del>水平</del>載荷試験<del>（プレッシャーメータ試験）</del></b></p> <p><b>第501条 目的</b>                      孔内<del>水平</del>載荷試験<del>（プレッシャーメータ試験）</del>は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具はJGS1421（孔内水平載荷試験方法【<u>地盤のプレッシャーメータ試験</u>】）によるものとする。</p> <p>3 測定                      孔内<del>水平</del>載荷試験<del>（プレッシャーメータ試験）</del>は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (4) 試験の結果を地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421（孔内水平載荷試験方法【<u>地盤のプレッシャーメータ試験</u>】）に準拠して整理したもの。</p>	